平成２３年（フ）第５１３号
熊本市水前寺公園16番２号　アップルハウス水前寺211号
債務者　信夫　宏之
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５２４号
熊本市内坪井町10番10号　キャッスルマンション606
債務者　益田　真里
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６６号
島根県安来市月坂町532番地３
債務者　二岡　勝浩
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９０号
松江市和多見町106番地
債務者　福田　利幸
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３３号
山形県酒田市新橋１丁目５番地２
破産者　株式会社堀青山堂
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６２号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字三崎１番地
破産者　庄内石材株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２７号
福島県会津若松市平安町３番35号
破産者　有限会社会陽設備工業所
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１０７０号
千葉県松戸市秋山102番地の12　アーベントハイム松戸南１番館504号、開始決定時の住所千葉県浦安市入船６丁目１番1020号
破産者　河野　孝幸
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２２号
千葉県館山市北条317番地の７
破産者　島田土木株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４号
奈良県高市郡明日香村大字岡1231番地
破産者　株式会社日進
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
奈良県橿原市光陽町字東口11番１
破産者　株式会社ウイングモード
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
佐賀県唐津市神田2641番地２
破産者　有限会社協和工業
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３７１号
茨城県常総市新石下329番地
破産者　有限会社相川商店
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９４号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地12
破産者　株式会社アイ・エス・アイ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２７号
千葉市花見川区宮野木台４丁目18番２号、住民票上の住所千葉市美浜区真砂１丁目11番13棟202号
破産者　武内　利江
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
千葉県船橋市宮本６丁目10番13号
破産者　竹村　未麗（旧姓武田）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
千葉県市川市大和田２丁目11番９号　ハイツまきの202号、破産手続開始申立時の住所千葉県四街道市千代田４丁目７番13号
破産者　武田　　哲
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０６号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番16棟504号
破産者　山田　　昭
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０７号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番16棟504号
破産者　山田富美子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９３号
千葉市稲毛区天台２丁目12番７号
破産者　株式会社黒砂工務店
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係